

禁煙治療が終了し、助成金を請求する際に、本チェックリストを記入の上ご提出ください(窓口または郵送)

「禁煙治療費助成金交付事業 助成金請求」チェックリスト

太枠内をご記入ください

記入日	受付方法 (どちらかに○)		氏名	登録番号	市処理欄 (記入不要)
R 年 月 日	持参	郵送			<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 一部受理 <input type="checkbox"/> 不受理(返却)

以下を確認のうえ、チェックを入れて下さい

1 申請条件の確認

- (1) 多摩市禁煙治療費助成金交付事業の登録決定を受けている
- (2) 医療機関で受けた保険適用の禁煙治療が終了している

※ 健康保険が適用される禁煙治療は、原則5回の通院が基本とされています。

そのため、領収書や明細書から禁煙治療が終了しているかわからない場合は、

医療機関や薬局へ確認させていただくことがあります。(詳しくは裏面をご確認ください)

2 申請書類の確認

(1) 「多摩市禁煙治療費助成金交付請求書」(第3号様式)

- 記入欄はすべて記入されている
- 押印されている
- 電話番号は平日の8:30~17:15につながりやすい番号である

※ 請求書類等の内容確認のため市から連絡をすることがあります。

連絡がつかない場合、助成金交付の審査ができず交付ができません。

- 振込口座の記載に間違いがない

※ 申請書に記入された口座に誤りがあった場合は振り込みができません。

(2) 「助成金請求時アンケート」

- 記入欄はすべて記入されている

(3) 禁煙にかかった治療費がわかる書類 (領収書・明細書)

※書類は下記4種類すべてが必要です。

郵送の場合はコピーの提出で可

【医療機関の】

- ①「領収書」
- ②「診療明細書」

【薬局の】

- ③「領収書」
- ④「調剤明細書」

領収書・明細書について、裏面もご確認ください

3 領収書・明細書 について

助成ができるのは、『保険適用』された『禁煙治療費』のみです。そのため、
領収書・・・自己負担額の証明 / 明細書・・・禁煙治療であることの証明 として必要です。

医療機関・薬局の【領収書】・【明細書】を処分・紛失してしまった場合は、以下を確認しチェックしてください。

(1) 【領収書】を処分・紛失してしまった場合

⇒ 領収書の再発行が可能かどうか、医療機関または薬局にご確認ください。
再発行できた場合は助成ができます。(再発行できない機関もあります)

(2) 【明細書】を処分・紛失してしまった場合

⇒ 市から各機関へ問い合わせ、治療内容が確認できれば助成ができます。

① 市から治療内容・調剤内容を確認してもよろしいですか？

はい いいえ

② 禁煙治療の受診時、禁煙以外(風邪やその他の定期通院など)の治療や処方がありましたか？

はい いいえ

ご注意ください

※領収書がない受診分：助成対象にできません。

※明細書がない受診分：医療機関・薬局に問い合わせ、診療内容が確認できれば助成対象になります。

※医療機関・薬局によっては、電話での問い合わせを受けていない場合もあります。

その場合はご本人から各機関へ、領収書や明細書の再発行を依頼してください。

【問い合わせ】

健康福祉部健康推進課(多摩市立健康センター)

住 所 多摩市関戸4-19-5

電 話 042(376)9139

F A X 042(371)1235

担 当 成人保健担当